

新婚世帯を応援します



愛南町では、新婚世帯を対象に、新生活に必要な費用の補助を行っています。

● 補助対象世帯

- 愛南町に住所がある夫婦
- 令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に婚姻した夫婦
- 婚姻日において夫婦ともに39歳以下で下記の表の所得要件に該当する世帯

※世帯所得の算定は、返還中の貸与型奨学金がある場合その額を所得から除きます。

● 補助内容

- 令和6年4月1日以降に生じた費用が対象
- ③は①または②と併用可能です。

※例)婚姻時29歳以下、世帯所得500万円未満の場合、最大80万円が補助されます。



愛南町
ホーム
ページ

夫婦年齢		世帯所得	補助対象経費	補助上限金額
①	29歳以下	500万円未満	・新居の取得費(新築、購入)	60万円
②		500万円以上 660万円未満	・新居の賃借料 (賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・新居のリフォーム代 ・引越費用	20万円
③	29歳以下	660万円未満	・時短家電及び省エネ家電の購入費用	20万円
④	30歳以上 39歳以下	500万円未満	・新居の取得費(新築、購入) ・新居の賃借料 (賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・新居のリフォーム代 ・引越費用	30万円

※令和7年3月31日までに結婚のご予定がある方は、令和7年1月までにご相談ください。ご相談が無い場合は補助金申請の対象から外れる場合があります。

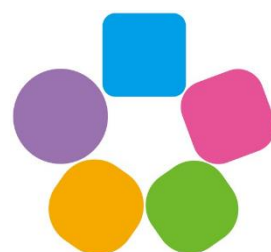
【問合せ先】

愛南町役場 企画財政課 政策推進室

電話：0895-73-7075

Fax：0895-72-1227

メール：seisakusuishin@town.ainan.ehime.jp



いろこい♥あいなん

ainan

(愛南町ブランディングロゴマーク)